

リスク管理債権の状況

1 金融再生法債権額の開示

[金融再生法開示債権及び同債権に対する保全状況]

(単位:百万円、%)

| 区 分 | 開示残高 (A) | 保全額 (B) | 担保・保証 等による回収 見込額(C) | 貸倒引当金 (D) | 保全率 (B)/(A) | 引当率 (D)/(A-C) | |
|-----------------------|-------------|------------|---------------------------|--------------|----------------|------------------|--------|
| | | | | | | | |
| 金融再生法上の 不良債権 | 平成21年度 | 3,363 | 2,988 | 1,993 | 995 | 88.85 | 72.64 |
| | 平成22年度 | 3,086 | 2,698 | 1,872 | 825 | 87.42 | 68.01 |
| 破産更正債権及び これらに準ずる債権 | 平成21年度 | 1,218 | 1,218 | 602 | 616 | 100.00 | 100.00 |
| | 平成22年度 | 1,020 | 1,020 | 585 | 435 | 100.00 | 100.00 |
| 危険債権 | 平成21年度 | 2,023 | 1,648 | 1,273 | 374 | 81.47 | 50.00 |
| | 平成22年度 | 2,028 | 1,639 | 1,251 | 388 | 80.85 | 50.00 |
| 要管理債権 | 平成21年度 | 120 | 120 | 117 | 3 | 100.00 | 100.00 |
| | 平成22年度 | 37 | 37 | 35 | 1 | 100.00 | 100.00 |
| 正常債権 | 平成21年度 | 38,673 | | | | | |
| | 平成22年度 | 38,589 | | | | | |
| 合 計 | 平成21年度 | 42,036 | | | | | |
| | 平成22年度 | 41,675 | | | | | |

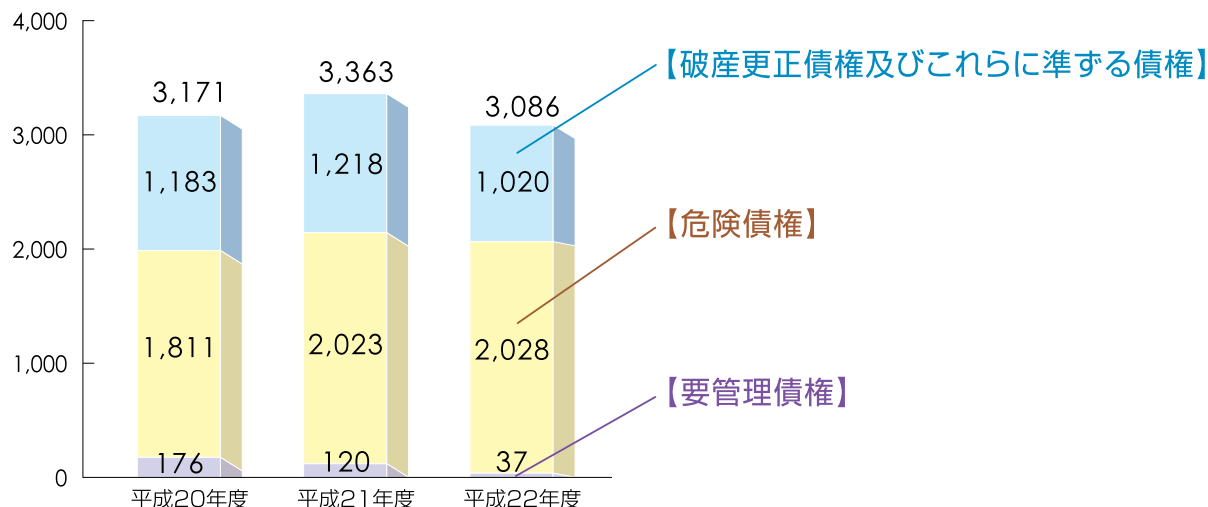
(注) 1. 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

- 債権とは、貸出金及び貸出金に準ずる債権(債務保証見込、外国為替、未収利息、仮払金、貸付有価証券)をいいます。
- 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、民事再生等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。具体的には、資産自己査定における債務者区分が「破綻先」である債務者に対する債権と「実質破綻先」である債務者に対する債権をいいます。
- 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状況には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。具体的には、資産自己査定における債務者区分が「破綻懸念先」である債務者に対する債権をいいます。
- 「要管理債権」とは、資産自己査定において債務者区分が「要注意先」に区分された債権のうち、「3ヶ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金をいいます。
- 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更正債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」「要管理債権」以外の債権をいいます。
- 「金融再生法上の不良債権」における「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。

金融再生法開示債権額の推移

| | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 |
|--------|--------|--------|--------|
| 債権合計額 | 43,010 | 42,036 | 41,675 |
| 不良債権比率 | 7.37% | 8.00% | 7.41% |

(単位:百万円)



2 リスク管理債権の開示

[リスク管理債権の引当・保全状況]

(単位:百万円,%)

| 区 分 | | 残高 (A) | 担保・保証 (B) | 貸倒引当金 (C) | 保全率 (B+C)/(A) |
|-----------|--------|--------|-----------|-----------|------------------|
| 破綻先債権 | 平成21年度 | 73 | 40 | 33 | 100.00% |
| | 平成22年度 | 258 | 125 | 132 | 100.00% |
| 延滞債権 | 平成21年度 | 2,885 | 1,576 | 945 | 87.42% |
| | 平成22年度 | 2,523 | 1,444 | 690 | 84.61% |
| 3ヶ月以上延滞債権 | 平成21年度 | 0 | 0 | 0 | 100.00% |
| | 平成22年度 | — | — | — | — |
| 貸出条件緩和債権 | 平成21年度 | 120 | 116 | 3 | 100.00% |
| | 平成22年度 | 37 | 35 | 1 | 100.00% |
| 合 計 | 平成21年度 | 3,079 | 1,733 | 983 | 88.22% |
| | 平成22年度 | 2,819 | 1,606 | 825 | 86.22% |

(注) 1. 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

2. 「破綻先債権」とは、企業会計原則に基づいて、未収利息を収益不計上とした貸出金のうち、次の①～⑤のいずれかに該当する債務者に対する貸出金です。

- ① 会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立てがあった債務者。
- ② 民事再生法の規定による民事再生の開始申立てがあった債務者。
- ③ 破産法の規定による破産手続開始の申立てがあった債務者。
- ④ 会社法の規定による特別清算開始の申立てがあった債務者。
- ⑤ 手形交換所において取引停止処分を受けた債務者。

具体的には、資産自己査定における債務者区分が「破綻先」である債務者に対する貸出金を言います。

3. 「延滞債権」とは、企業会計原則に基づいて、未収利息を収益不計上とした貸出金のうち、上記「破綻先債権」に該当しない債務者に対する貸出金です。

具体的には、資産自己査定における債務者区分が「実質破綻先」、「破綻懸念先」である債務者に対する貸出金を言います。

4. 「3ヶ月以上延滞債権」とは、元本または利息の支払が約定日の翌日から3ヶ月以上延滞している貸出金のうち、「破綻先債権」および「延滞債権」に該当しない貸出金です。

5. 「貸出条件緩和債権」とは、経済的困難に陥った債務者の経営再建及び支援を図り、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩（金利の減免、金利の支払猶予、元本の返済猶予代物返済の受入など）を与える約定条件の改定等を行った貸出金（上記「破綻先債権」、「延滞債権」および「3ヶ月以上延滞債権」を除く）を言います。

6. なお、これらの開示額は担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、すべてが損失となるものではありません。

7. 「担保・保証額」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計です。

8. 「貸倒引当金」については、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引当てた金額を記載しており、貸借対照表の残高より少なくなっています。

9. 「保全率」は、リスク管理債権ごとの残高に対し担保・保証、貸倒引当金を設定している割合です。

貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

| 区 分 | 期首残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | | 期末残高 | 概 要 | |
|---------|--------|-------|-------|-----|-------|-------|---------------|
| | | | 目的使用 | その他 | | | |
| 一般貸倒引当金 | 平成21年度 | 188 | 149 | — | * 188 | 149 | *洗替えによる取崩額 |
| | 平成22年度 | 149 | 104 | — | * 149 | 104 | *洗替えによる取崩額 |
| 個別貸倒引当金 | 平成21年度 | 944 | 991 | 40 | ※ 904 | 991 | ※主として税法による取崩額 |
| | 平成22年度 | 991 | 823 | 197 | ※ 794 | 823 | ※主として税法による取崩額 |
| 合 計 | 平成21年度 | 1,132 | 1,140 | 40 | 1,092 | 1,141 | |
| | 平成22年度 | 1,141 | 928 | 197 | 944 | 928 | |